

第3章 施策

目標1-1 「生きる力」の育成

施 策	幼小中高連携教育の推進 ★
内 容	平成9（1997）年度から開始した幼小中高連携教育は、こどもたちの生きる力を育てる上での基本となり、これを推進するためには、こどもたちの学びを充実させるための授業改善が必須です。 14年間を通じて、予測不可能な未来を生き抜く力のベースとなる生きる力を育てるために、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学び^{※1}の実現に向けた授業改善を推進します。 授業改善を推進する上で、その成果を児童・生徒や教員が実感しながら取り組むことができるように、八街市小学校基礎学力調査、全国学力・学習状況調査、総合学力調査等の各種学力調査を分析するとともに、教育センター指導員や指導主事等の学校訪問による研修の充実を図ります。 また、主体的な児童・生徒を育てるためには、主体的に学び続ける教員をバックアップすることも必要です。市内小中学校の教員自らが作成した指導案や授業実践例のアーカイブ化^{※35}を行うことで、自ら学ぶ教員を支える体制を整えます。
事 業	◇主体的・対話的で深い学びの実現に資する授業研究の推進 ◇連携教育の視点（生活連携、学習連携、学校・家庭・地域との連携）に基づく教育実践の推進 ◇各種学力調査の分析 ◇指導案や実践例のアーカイブ化^{※35}

施 策	教育 DX ^{※36} の推進
内 容	令和2（2020）年度に始まった一人一台タブレット端末と高速ネットワークの整備による「GIGA スクール構想^{※2}」も3年を終えます。 デジタルネイティブ世代^{※37}のこどもたちにとって、ICT^{※3}機器を文房具として使いこなす能力を身に付けることは、予測不可能な未来を生きる上での前提条件であるといえます。 タブレット端末を授業に限らず、家庭学習でも活用し、自ら学ぶために活用する児童・生徒を育てます。また、文房具のように使いこなすために

	は、情報リテラシー※⁸について十分に知るだけでなく、実践できることが重要です。ネットモラル教材を活用し、情報リテラシー※⁸教育の充実を図ります。 こどもたちはデジタルネイティブ世代※³⁷ですが、指導する教員は異なります。そこで、平成29（2017）年度から配置しているICT※³支援員を引き続き配置するとともに、日進月歩で進化するデジタル教科書や教育ソフトなどを継続的に調査・研究することで、ICT※³の世界に対応した教育が推進できるように教員を支援します。
--	--

施 策	健やかな心身の育成
内 容	生涯にわたり心身ともに健康的な豊かな生活を送るため、「生きる力」を支える「基本的生活習慣の確立」を積極的に支援します。 また、学校保健では、適切に「健康診断・各種検査」を実施し、その結果に基づいた「事後措置の徹底」を図ります。学校体育では、児童・生徒の「運動能力調査等」の結果を活用して日常的な指導に生かしていきます。水泳指導については、「民間委託による指導」を実施し、泳力の向上を目指します。 さらに、「学校給食における地産地消」を推進するとともに、学校の教育活動全体での食育を通じて、八街市の将来を支える若者たちの健やかな心身を育成します。

施 策	シチズンシップ※ ³⁸ の向上に向けたキャリア教育※ ³⁹ の推進
内 容	八街市民としてのシチズンシップ※³⁸を高めるため、社会の中で他者と自発的に関わりあう意識や、それに必要な知識、スキルを身につけることを狙いとしたキャリア教育※³⁹を推進します。 まず、各学校においては、児童会・生徒会活動を通じて、人間関係形成・社会形成能力の基礎を養います。そのうえで、「職場訪問」「職業人講話」「ボランティア活動」などのキャリア形成につながる取組を通じて、職業人としての素養を培います。あわせて、地域人材や豊かな文化・自然資源を活用した「体験活動」を積極的に実施します。 特に、他人を尊重しながら、市民として社会に参画する意識を醸成するため、「八街っ子夢議会」の開催や「育て八街っ子推進事業」の充実に努めます。これらの取組を通じて、自発的に社会の課題に関わろうとする意欲的な人材を育成します。

目標1-2 多様な教育的ニーズの把握と指導・支援の充実

施 策	不登校支援の充実 ★
内 容	不登校児童・生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。 また、児童・生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意する必要があります。 そこで、まずはICT※³を活用した多様な教育機会の確保、教育支援センター「ナチュラル」の学習や生活サポートの機能の強化、不登校に関する専門家等によるアウトリーチ型の支援※⁴⁰、各学校における教育支援教室の充実を図ります。 さらに、各学校や関係機関が出席する「長欠児童・生徒支援者担当会議」の定期的な実施や、不登校支援に力を入れている高等学校等を招聘した進路説明会「未来への扉を開こう」の開催を通じて、不登校支援の多様な考え方や最新の情報を共有し、誰一人取り残さない学校教育の充実に努めます。
事 業	◇教育支援センター・教育支援教室の機能強化 ◇学校や専門家等によるアウトリーチ型の支援※⁴⁰ ◇長欠児童・生徒支援者担当会議 ◇進路説明会「未来への扉を開こう」

施 策	特別支援教育の拡充と充実
内 容	ともに認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる共生社会の形成を目指す特別支援教育の理念を推進します。 各園・学校においては、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために継続的に取り組み、適切な支援を行う必要があります。 そのために、特別支援教育の専門家を配置し、関係諸機関の有する専門家チームの活用を積極的に推進するなどして、特別支援教育の視点に基づく学校環境の整備や拡充に取り組みます。また、タブレット端末の活用、個に応じた教材の提供、授業のユニバーサルデザイン※⁴¹化、公的支援の充実など、多面的・多角的に支援の手を拡げていきます。

施 策	グローバル社会における人材育成
内 容	グローバル化が進む社会では、多様なバックグラウンドをもつ他者に対して自分の考えを分かりやすく伝え、相手の立場に立って価値観や文化の違いを理解することのできる社会の担い手が必要です。 その基盤づくりの教育として、タブレット端末を活用した外国との交流活動、CBT 調査※42 に基づく語学教育の推進、海外在住の邦人児童・生徒の体験入学の積極的な受け入れ、外国にルーツのある児童・生徒に対する日本語教育の充実などの取組を通じて、八街市から世界に向けて、新しい価値を生み出すことができる人材を育成します。



インドネシア共和国チアンジュール県との交流会

施 策	誰一人取り残さない支援体制の充実
内 容	不登校支援や特別支援教育の充実に加え、様々な教育的ニーズに対し、適切に応じるため、さらに支援の手を拡げていきます。 学校教育相談員によるアウトリーチ型の支援※40、『千葉県子どもと親のサポートセンター』やフリースクール※43 等の関係諸機関との連携の強化、定時制高校や通信制高校・サポート校などの参加を中心に企画された進路説明会『未来への扉を開こう』の開催、各学校や教育支援センター『ナチュラル』での教育相談活動の充実などを推進します。 このような取組を通じて誰一人取り残さない支援の充実を目指します。

目標 1-3 豊かな心の育成

施 策	いじめ防止対策及び発達支持的生徒指導※ ²⁶ の推進 ★
内 容	こどもの最善の利益の実現と主観的ウェルビーイング※²⁵の向上を図り、人格形成の根幹を育むとともに、民主的な国家・社会の持続的な発展の基盤を形成するためには、生徒指導の機能※⁴⁴を生かした教育活動の推進は欠かせません。生徒指導連絡協議会の充実を図ることで、幼小中高それぞれが連携してこどもを育てることができるようにします。 また、いじめは絶対に許さないという信念のもと、平成 25（2013）年 9 月施行「いじめ防止対策推進法」に基づき定めた「八街市いじめ防止基本方針」並びに「各学校のいじめ防止基本方針」を適時見直ししながら、全職員が理解し、方針に沿った対応を迅速にとることができるよう、いじめ防止体制の整備を推進します。学校のみならず、市や県、医療機関等も含めた関係諸機関が連携を密にすることで、一人一人のこどもを大切に育てる環境を整えます。 時代の変化とともに、指導の在り方も多様に変化しています。令和 4（2022）年度に改訂された生徒指導提要进行を踏まえた対応ができるように、教員研修の充実を図ります。
事 業	◇生徒指導連絡協議会の充実 ◇いじめ防止基本方針の見直しと確実な対応 ◇教員研修の充実 ◇関係諸機関との連携

施 策	道徳教育の推進
内 容	自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことは、未来を生きることもちを育成する上でとても重要です。 そのためには、各校の道徳教育を中心となって推進する道徳教育推進教師※⁴⁵の役割は重要です。道徳教育推進教師※⁴⁵会議を充実させることで、横の連携を取りながら、県の講師を招いて研修を深め、市全体の道徳教育の向上を図ります。 そして、単に道徳的な文章を読み、教員の講話を聞くだけでなく、考え、議論する道徳授業が展開されるように、特別な教科としての『道徳』の時間の充実を図ります。

	また、豊かな心を育成するためには、頭で理解するだけではなく、様々なものを見聞し、多様な意見に触れることが重要であり、様々な人たちとの交流や実体験を通して、自ら考え行動する力を育成します。
--	--

施 策	人権教育の推進
内 容	自らを大切な存在として自覚し、自分とは異なる価値観を認め、他者を思いやり尊重することのできる社会人を育成するために、人権意識の向上を図ります。学校においては、様々な人権課題と真摯に向き合い考えることができるよう、人権週間などの実施を含め、人権教育の推進を図ります。また、その中でも、長期にわたって重大な悪影響を及ぼすことになる性犯罪性暴力の被害者・加害者・傍観者にならないよう、生命（いのち）の教育の充実を図ります。 昨今のデジタル技術の発達により、簡単に世界中の人とオンラインでつながることができるようになり、未来を生きるこどもたちにとって、情報リテラシー※⁸は自他の幸せを考える上でとても重要です。デジタル社会において正しい情報を自分で判断し、自己の利益だけにとらわれることなく、未来にはばたくデジタルシチズンシップ※⁴⁶の醸成を図ります。 これらを推進するには、教員の人権意識をアップデートすることも重要です。他機関と連携して様々な専門家を招聘し、研修の充実を図るとともに、教員としての資質や指導力を高めるための日常的な省察を重視することを通じて今日的課題に適した指導ができる教員の育成に努めます。

施 策	読書活動の充実
内 容	言葉、感性、表現力、想像力、知る喜びなど、読書活動を通して生涯学習の基礎を育みます。その入り口として、学校図書館の維持増進によって、読書に慣れ親しむ児童・生徒の育成を図ります。 また、学校における読書タイムの実施、ボランティアによる読み聞かせ、移動図書館※¹⁵など、本に親しむ機会の充実を図ることで読書習慣を醸成します。

目標Ⅰ－４ 教育機会の拡充、教育施設の整備

施 策	教育助成事業
内 容	経済的な理由等で就学困難な児童・生徒の保護者に対して、教育に係る費用を援助することで、児童・生徒の適正な就学を推進します。 また、安全な登下校のために市のふれあいバス等を利用する家庭への補助をはじめ、通学バスの整備について検討します。

施 策	学校教育施設の整備 ★
内 容	【幼稚園、小中学校のトイレ環境の整備】 幼稚園、小中学校校舎トイレの大便器の洋式化、床の乾式化、給排水管の更新、自動水栓化、照明のLED化※²³等を行い、園児・児童・生徒の衛生環境の向上と施設の長寿命化を推進します。 園児、児童、生徒が良好な幼稚園及び学校生活を過ごせるよう、国庫補助事業を活用して計画的に整備します。 【幼稚園、小中学校の照明器具のLED化※²³】 照明器具のLED化※²³については、消費電力の削減による電気代の節約、CO₂の排出抑制、施設の長寿命化、電球交換の頻度が減ることによる職員の負担軽減など、多くのメリットがあり、園児・児童・生徒の学習環境の向上と施設の長寿命化を図るため照明器具のLED化※²³を推進します。 園児、児童、生徒が良好な幼稚園及び学校生活を過ごせるよう、国庫補助事業を活用して計画的に整備します。 【幼稚園、小中学校の空調設備の整備】 教育施設長寿命化計画に基づき、小中学校の教室に設置した空調設備の更新を含めた、空調設備の在り方について検討を進めます。 【学校給食センター施設・設備の整備】 学校給食センターの施設・設備は、経年劣化により老朽化が進行していることから、安全・安心な給食を継続して提供するため、適切な維持管理を行います。併せて、将来に渡って持続可能な学校給食の実施体制を構築するため、施設・設備の現況調査、課題の整理等を行い、給食センターの将来のあり方について検討し、方向性を示します。
事 業	◇幼稚園、小中学校のトイレ環境の整備 ◇幼稚園、小中学校の照明器具のLED化※²³

施 策	教材備品・一般管理備品の充実
内 容	学校教育に必要な環境を整備するため、理科教育振興備品並びに一般管理備品の整備を行います。

施 策	防犯・防災体制の整備
内 容	【危機管理マニュアルに沿った対応支援・市との連携】 安全安心な教育活動を推進するためにも、各学校の「学校安全計画」に基づく危機管理マニュアルについて、適宜更新するとともに、市との連携を密にすることで、様々な災害発生時に迅速且つ適切に対応できる体制を引き続き整備します。 また、災害発生時に児童・生徒、職員が落ち着いて対処することができるよう、年間を通して計画的に訓練を実施し、自分の命を自分で守ることができる安全教育を推進します。 【救急法講習会の実施と AED^{※47} の管理】 消防や赤十字などと連携して、各校において毎年必ず救急法講習会を実施できるよう、各校との連絡調整を密にして取り組みます。 【不審者侵入等に備えた防犯カメラの設置】 不審者侵入等に対する防犯の観点から正門・裏門・昇降口等に防犯カメラを設置し、万が一に備えて記録を保存することが必要です。文部科学省でも不審者の学校侵入防止対策を強化するため、補助事業の活用を促しており、国の補助事業の活用を踏まえて、設置に向けた検討を進めます。

目標 1-5 家庭教育力・地域教育力の向上

施 策	学校・家庭・地域の連携・協働の推進 ★
内 容	地域ぐるみでこどもたちの健やかな成長を育む社会を創造するため、学校・家庭・地域が共に連携・協働を深めることにより、地域コミュニティ機能の強化を図り、社会全体でこどもたちの学びや育ちを支える仕組みの構築を推進します。
事 業	◇コミュニティ・スクール^{※20} の充実 ◇地域学校協働活動^{※21} の充実 ◇部活動の地域移行^{※48} の推進

施 策	家庭教育支援の充実
内 容	家庭教育は、こどもたちの豊かな情操を養い、基本的な生活習慣などを身につけるための基盤となるものです。家族形態の変化やライフスタイルが多様化していることから、子育てに不安を抱える家庭や保護者に対する「家庭教育指導員」による相談体制の充実を図るとともに、家庭教育支援リーフレットの配付や、家庭教育学級、家庭教育講演会の開催を通じて、家庭における教育力の向上を図ります。

施 策	安全安心な地域の実現
内 容	学校教育において最も大切なことの一つは、安全安心に学校生活を送る環境です。「行ってきます」と家を出たこどもが、元気に「ただいま」と言って帰宅できるよう、地域全体で安全安心な環境づくりに取り組む必要があります。 そこで、本市は、市 PTA 連絡協議会など関係団体との連携を強化し、「こども 110 番の家^{※22}」活動のさらなる充実を図り、こどもを守り育てる安全安心なまちづくりを推進します。 また、学校は、「自分の命は自分で守る」ことができる児童・生徒の育成のため、SPS^{※49}の考えに基づく交通安全教育や自助・共助・公助の基本となる防犯・防災教育の推進を図ります。なお、登下校の安全は、学校での指導だけで守られるものではないため、市・県・警察等が地域と一体となり、通学路交通安全プログラム^{※50}による点検や改善を今後も実施することにより安全な通学環境の実現を図ります。

施 策	青少年の健全な育成に向けた事業の充実
内 容	青少年が、自主的な活動の体験・経験などを通して、地域の大人やこどもたちと関わり、自主性や社会性を身に付け、自立した大人へと成長できる環境を整えるため、青少年相談員活動の充実や関連団体との連携を強化することにより、青少年の健全育成を推進します。

目標２－１ 生涯学習支援体制の充実と関係団体への活動支援

施 策	社会教育人材の養成・活躍機会の充実
内 容	社会教育に対するニーズが高まる中、地域で中心となって社会教育活動を支える社会教育主事の役割は重要となります。地域の実情に即した活動をけん引できる社会教育主事を適正に配置するとともに、活動を継続して行くために必要な人材の積極的な養成に取り組みます。
施 策	多様な学習情報の提供
内 容	生涯学習ガイド「八街市まなびいガイド」を作成し情報を発信することで、趣味や教養を培うための学びへの関心や参加意欲の高揚を図ります。 また、さわやかちば県民プラザ等が発信する情報を収集し、広く市民に提供することで、学習機会や学習内容の選択の幅を広げるとともに、学習相談体制の整備・充実を図ります。

第3部

施 策	多様な主体との連携・協働の推進 ★
内 容	社会教育委員や連合婦人会、子ども会育成会連絡協議会などの社会教育関係団体をはじめとする社会教育活動に取り組む多様な主体と連携・協働し、各種大会や研修会等の開催を通じ、社会教育に関する市民意識の高揚を図ります。
事 業	◇社会教育委員会議、社会教育関係団体等との連携 ◇社会教育振興大会の開催 ◇輝く女性の研修会の開催 ◇新春子ども会書き初め展の開催

施 策	生涯学習を支える人材の活用
内 容	人生１００年時代を迎え、すべての人々が自主的・自発的に学び続けられる機会や環境の整備・充実が求められています。 地域住民の学びの場である社会教育施設において、豊かな経験により培った技能や技術を提供できる講師の登録制度をより充実させ、地域における市民の生涯学習を支える人材の活用に努めます。

目標２－２ 多様なニーズに応じた学習機会の充実

施 策	中央公民館事業の充実
内 容	人生 100 年時代を迎え、ウェルビーイング^{※25}の実現のため、主催学習講座や「こうみんかん祭」などのイベントを充実させ、人生の各場面で生じる社会の課題解決につながる学習環境や生涯学び、活躍できる環境の整備を図ります。 また、全ての人々が、地域において、世代を超えて互いに交流しながら、地域や暮らし、各々の生きがいと共に創り、高め合う「地域共生社会^{※51}」を実現するため、誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技術・経験を生かせる環境の整備を図ります。

施 策	図書館事業の充実 ★
内 容	地域における情報やコミュニティの拠点として市民生活に役立つ施設となるよう、従来の来館型サービスのほか、電子書籍^{※14}の提供など、非来館型サービスの充実を図り、図書館の利用を促進します。また、誰でも利用しやすい環境の整備に向け、施設の在り方などについて調査・研究します。
事 業	◇電子書籍^{※14}を含む資料の整備充実 ◇図書館ホームページ及び SNS^{※52}による情報の提供 ◇各年代に応じたおはなし会の開催 ◇各種講座や上映会、読書や図書館に親しむイベントの開催 ◇ジュニア司書^{※53}の育成及びジュニア司書・ジュニア司書マイスター^{※54}の活用 ◇学級文庫^{※55}・児童クラブ等への配本

施 策	郷土資料館事業の充実
内 容	郷土資料館では、八街の歴史を通史的に理解できる常設展示を設置し、調査研究によって新たに判明した「八街の歴史」を紹介する場として企画展示を開催します。その他、実物の石器や土器、民具・農具など歴史的資料に触れながら学習できる体験型展示や、理解を促すための映像型展示等により、見る・読む・触れる・観るなどさまざまな角度から「八街の歴史」を理解する方法を図っていきます。

	また、経年による劣化や虫損、水損などによって修復を要する収蔵資料については、適切な保存処理を講じ、永続的に保存できるよう努めます。
--	---

施 策	多様な学習機会の充実
内 容	各年齢層に応じた様々な研修会・講座の開催や、障がいの有無などに応じた個々が抱える状況に即した学習機会の充実が求められています。高齢者を対象とした「いきいきシニア学級」等の既存の事業の充実を図るとともに、いつでも・どこでも・誰でも地域で共に学び続けられる学習機会の拡充に努めます。

第3部



生きがい短期大学

目標2-3 スポーツ・スポーツレクリエーションの普及

施 策	スポーツ・スポーツレクリエーション活動の推進 ★
内 容	市民がスポーツに親しむことで健康づくり、体力づくりを推進するとともに、誰もが気軽に楽しめるスポーツレクリエーションを通して楽しく体を動かし、参加者の交流を図ることを目的にスポーツ団体と連携し、スポーツ大会等を開催します。
事 業	◇小出義雄杯八街落花生マラソン大会 ◇スポーツレクリエーション祭 ◇市民ハイキング 

施 策	社会体育関係団体への支援
内 容	市民の健康づくり、体力づくりの機会を提供するため、また、スポーツ・スポーツレクリエーションの普及のために社会体育関係団体員に研修会等への参加を促し、スポーツ指導者を育成するとともに、スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等の活動が円滑に行えるよう支援します。

施 策	生涯スポーツの振興
内 容	地域住民がスポーツやスポーツレクリエーションに親しむ機会を提供するために、学校体育施設を学校教育の支障のない範囲で登録団体へ開放し、生涯スポーツの振興を図ります。

施 策	運動部活動の地域移行 ^{※48} に向けた社会体育関係団体との連携
内 容	運動部活動の地域への移行 ^{※48} を推進するために、社会体育関係団体と連携して地域におけるスポーツ環境を整備するとともに、こどもたちがスポーツに親しむ環境を構築します。

目標 2-4 社会教育施設・社会体育施設の整備

施 策	中央公民館の整備
内 容	中央公民館の機能強化に向けて、社会的包摂^{※34}の実現や地域コミュニティづくり、地域課題の解決等において、果たすべき役割を明確化し、地域の教育力向上を図ります。 特に、こどもの居場所としての活用、住民相互の学び合い・交流の促進、関連施設等との連携を推進し、地域住民や有識者からの外部評価を活用した運営の改善、学習環境を整備し、機能強化を図ります。 中央公民館は、地域の防災拠点（避難所）としての役割も果たしていることから、避難所機能の充実やユニバーサルデザイン^{※41}化の推進を図ります。

施 策	図書館の整備
内 容	図書館は、老朽化した施設の改善要望も多く、トイレの洋式化や温水洗浄便座への改修、また、エレベーターの設置によるバリアフリー化^{※6}などを「八街市総合計画 2025」、「社会教育施設長寿命化計画」等の各種計画に沿って改修工事を進め、計画的に改修または効果的な整備を進めることで機能の充実を図り、快適に読書ができる環境を維持します。

施 策	郷土資料館の整備
内 容	市民から寄贈・寄託された各種の歴史的資料は「市民の共有の財産」であることから、将来に継承し永続的保存を可能とする施設の整備に努めます。 そのために、現状の仮展示や分散保管を解消し、保存と活用が可能な一元管理型の施設整備に努め、展示室、資料閲覧・撮影室、一時保管・収蔵庫等、歴史博物館に要する基本的施設を有する新たな郷土資料館の再興・構築を目指します。

施 策	社会体育施設の整備
内 容	年齢や性別を問わずに、利用者の誰もが安全かつ快適にスポーツに親しめる環境を提供するとともにスポーツ・スポーツレクリエーションの活動を支援するために社会体育施設の老朽化した設備の更新やスポーツ用具等備品の整備を行います。

目標3-1 文化芸術活動の推進

施 策	文化芸術活動の充実 ★
内 容	市の文化芸術の振興については、文化芸術活動に取り組む各団体や個々のメンバーが、日頃の活動の成果を発表する機会を通じて、「連帯感」や「達成感」を高めるとともに、日常生活においても心に潤いをもたらす事業の推進が求められています。 市民に広く文化芸術活動の重要性を理解いただくための文化芸術イベントの開催と、各団体の運営や活動に対する積極的な支援に努めます。
事 業	◇市民文化祭の開催 ◇市民音楽祭の開催 ◇文化協会への活動支援

施 策	文化芸術の振興に向けた情報提供の充実
内 容	市民が自ら文化芸術に親しむニーズが増加する中、市で取り組む文化芸術活動について、生涯学習ガイド、市ホームページ、SNS※⁵² などへの掲載や投稿など、多様な媒体を通じた周知・啓発活動に努めます。 また、文化芸術団体の立ち上げや、運営・活動支援に関する相談体制の強化を図ることで、文化芸術活動の普及推進に努めます。

施 策	文化芸術団体との連携による鑑賞の機会の充実
内 容	市民が身近な場で、絵画や、陶芸、彫刻、書道など、多様なジャンルにおける一流の芸術作品に触れる機会を設けるため、文化芸術団体や芸術家との協働による作品展等の開催を通じ、多様な文化芸術活動への関心や理解を深める取組を推進します。

施 策	文化部活動の地域移行※ ⁴⁸ に向けた文化芸術団体との連携
内 容	将来にわたり生徒が文化芸術活動に継続して親しむことができる多様な機会を確保し、創作への興味や関心、意欲の向上を図ることを目的に、その受け皿となる地域の文化芸術団体との連携を強化し、文化部活動の地域移行※⁴⁸ に向けた環境づくりを推進します。

目標3-2 歴史・文化の保護と継承の推進

施 策	指定文化財 ^{※31} 等の整備と適正な管理 ★
内 容	市民の貴重な財産である文化財を未来へ引継ぐため、文化財を良好な状態に保つとともに、毀損・損壊の恐れがある文化財等については、迅速に補修と保存処理を施すことで、文化財ごとに適した保存体制・保存環境を構築し、指定文化財 ^{※31} の拡充を目指します。
事 業	おまごまきのまところめあと ◇市指定史跡「小間子牧野馬捕込跡 ^{※56} 」の保存・整備計画の推進 ◇市指定史跡・記念物の整備 ◇無形民俗文化財 ^{※57} 保持団体の活動支援 ◇指定・登録文化財の拡充

施 策	各種文化財調査の実施と調査成果の活用
内 容	様々な文化財に対し、適切な調査体制を確立するため、継続的な専門職員の採用・研修を進めながら、関係機関との連携を図り、市域に所在する文化財の包括的な把握と普及に努めます。

施 策	埋蔵文化財 ^{※32} の適切な保護に向けた協議等と記録保存の実施
内 容	埋蔵文化財^{※32}は国民共有の財産であり、埋蔵文化財^{※32}の包蔵地で工事等を実施する際には、事前に文化財保護法に基づく取扱いが必要となることから、開発等事業者に対し適切な指導を行います。 また、損壊を受ける埋蔵文化財^{※32}については、記録保存の措置を取る必要があるため、教育委員会主導のもと発掘調査を実施し、その成果をまとめた報告書を刊行します。

施 策	各種媒体を活用した情報提供の実施
内 容	文化財を保存し、未来への継承を進めるためには、市民一人一人の郷土に対する深い理解と愛着を育む必要があります。そのためには、市内に所在する文化財を解説・紹介した冊子の刊行のみならず、多くの人々の目にとまるよう、新聞・TV等マスメディアやWEB ^{※58} 上でのコンテンツの作成、各種SNS ^{※52} を活用した情報発信に努めます。

目標3-3 市史編さん事業の推進

施 策	市内外に残る資・史料の継続的な所在調査と収集
内 容	『八街市史』の刊行に向けて、市内外に分布する資・史料の所在調査及び^{しっかい}悉皆調査※59を実施し、収集と整理に努めます。 また、上記の^{しっかい}悉皆調査※59では発見されなかった史料や、将来的に歴史的史料となる現用の資料など、長期的な視野で資・史料の所在調査や収集を継続的に行っていく必要があります。

施 策	八街市史に関する史料整理と調査・研究
内 容	八街市史編さん委員会の指導のもと、各時代の専門部会を設置し、『八街市史』の刊行に向けた史料の整理と調査・研究に取り組んでいきます。 収集した史料は目録データや史料のデジタル化作業などを進めながら、『八街市史』に掲載すべき史料を選定するための基礎的作業を進めていきます。あわせて、専門的な学術調査・研究を行い、『八街市史』に関する歴史・文化情報などの蓄積に努めます。

施 策	『八街市史』（資料編・通史編）及び関連図書の刊行 ★
内 容	市史編さん事業では八街市史を作成する上で、その学術的根拠を示すために、専門部会における資料調査の成果をまとめた『八街市史 資料編』を順次刊行していきます。あわせて、『八街市史 通史編』刊行に向けた資料の調査・研究に努めます。 また、市民に読みやすい『市史』に関連した図書の刊行にも努め、市の歴史的経緯や文化的特性の普及に取り組んでいきます。
事 業	◇市史関連資料の選別と^{ほんこく}翻刻※60の実施 ◇八街市史 各種資料編（近世編・近現代編・考古編）の整理・刊行 ◇八街市史 通史編刊行に向けた資料調査・研究

目標3-4 市民の歴史・文化に対する意識高揚と協働事業の推進

施 策	教育委員会主催講座等の実施と拡充
内 容	市民一人一人が故郷の歴史や文化に触れ、学ぶ機会を提供することで、郷土への愛情と個々のアイデンティティを醸成し、より良い暮らし・地域づくりへとつなげるため、郷土八街に関する主催講座を実施します。そのため、様々な世代や性差、環境下での学習ニーズを把握し、講座内容の充実を図ります。

施 策	学校教育及び市民等団体への歴史・文化に関する授業・講座支援★
内 容	小学校等で実施する郷土の歴史や文化に関わる授業や市民団体・サークル等の求めに応じて実施する出前講座の中で、それぞれのニーズに合わせた講座を実施します。 また、市民等からの問い合わせ対応や、資料の閲覧・撮影への対応、郷土資料館内でのギャラリートークなどを実施することで、幅広い学習・研究ニーズに応えていきます。
事 業	◇市民団体等への出前講座の実施 ◇学校教育との連携による歴史・文化の学習の推進 ◇市民・研究機関等への資料閲覧・提供の実施

施 策	文化財保持団体やボランティアへの活動支援と協働事業の実施
内 容	文化財の所有者や保持団体に対し、文化財を保存・継承を進める上で必要な助言・サポートを行います。また、文化財ボランティアへは資質向上のために講習会等を実施するとともに、文化財整備や各種講座を協働により実施します。

目標 4 - 1 国際交流の推進

施 策	国際交流団体との連携
内 容	児童・生徒の異文化に対する理解と認識を深めるために、学校は、異文化交流 ^{※61} の窓口として、八街市国際交流協会や八街ユネスコ協会と連携し、言語や生活・習慣等の相違を越えた心と心の触れ合いを通じて、国際社会に貢献する豊かな人材、地域社会や文化のすばらしさを再構築できる人材の育成を目指します。

施 策	友好都市との交流推進
内 容	八街市は中国の山東省濰坊市と平成 13（2001）年 4 月 20 日に友好協力関係を築くための覚書を締結しています。 濰坊市は、世界の風揚げの里に選ばれるなど、特に民族工芸品には歴史があり、凧、木版画の一種である年画、切り紙細工、銀の象眼、おもちゃなどは国内外にその名を知られています。 これまでも濰坊市児童が市内の小学校を訪れ、折り紙や凧作り、給食を一緒に食べるなど、対面で交流しており、また、市内の生徒と濰坊市の児童がオンラインでも交流し、友好を深めてきました。 今後も、八街日中友好協会とも連携し、濰坊市との交流事業を推進していきます。

施 策	幼少期からの外国語教育の充実
内 容	社会の急速なグローバル化の進展の中、異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要になってきています。市内の幼稚園行事に外国語指導助手（ALT^{※62}）を派遣し、早期から本物の英語に親しむ機会をつくります。 また、市内全小中学校に ALT^{※62} を派遣し、児童・生徒の「聞く力」「話す力」を中心としたコミュニケーション能力の向上に努めます。国際共通語である英語の運用能力の向上は、日本の将来にとって不可欠であり、児童・生徒の将来的な可能性の広がりのためにも、八街市は英語教育のさらなる充実を目指していきます。

施 策	国際交流イベントの実施
内 容	国際交流イベントの主な目的は、異文化間の理解と尊重を促進することにあります。 市内の児童・生徒を対象としたイングリッシュキャンプ※⁶³の実施や各学校における国際交流行事の充実を図り、これらのイベントを通じて、多様性や異文化コミュニケーションの視点を学びます。 また、世界平和への意識を高めたり、新しい友情を形成する機会として、国際交流イベントの実施を積極的に推進します。

目標4-2 文化間交流の推進

施 策	世代間交流による豊かな心の育成
内 容	世代を超えた人々が、地域での文化活動や交流事業に協働で取り組むことにより、互いの理解を深め、経験値や発想力を高め合い、新たな視点に立って少子高齢化などによる地域課題を解決に結びつける活動の展開が求められています。 子どもキラットスマイル広場などの体験活動や学校支援活動、地域ボランティア活動など、地域と協働で取り組む事業を通じて、世代間交流の充実を図ります。

施 策	異文化理解による豊かな心の育成 ★
内 容	グローバル社会においては、文化や習慣の違いを乗り越え、互いに理解し合うためのコミュニケーション能力を高めていくことが必要です。市民一人一人が、文化や習慣の違いを理解した上で、豊かな人間関係を培い、さまざまな分野において良好な関係の構築に向けた学習プログラムや講座を取り入れ、心豊かに暮らせるまちづくりを推進します。
事 業	◇生きがい短期大学による異文化理解に向けた学習プログラムの実施 ◇異文化理解に関する公民館主催講座の開催

目標4-3 地域に根差したウェルビーイング※25の向上

施 策	学校のウェルビーイング※25の向上 ★
内 容	文部科学省第4期教育振興基本計画の2つのコンセプトは、持続可能な社会の創り手の育成と、日本社会に根差したウェルビーイング※25の向上です。幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感※27、自己実現等を調和的・一体的に育むためにも、家庭や地域社会とのつながりを支える基盤としての学校教育の果たす役割は大変大きいと考えます。 将来の予測が困難な時代に生きるこどもたちを、持続可能な社会の創り手としての意識をもった人材に育てるためには、幼少期からSDG's※64教育による意識の醸成が求められます。加えて、成年年齢の18歳への引き下げ、経済環境の変化など、今の時代を主体的に生き抜く力を身に付けるために、学校における主権者・消費者教育※64を推進することも重要です。 また、学校において、大切にされるべきは、こどもたちだけではなく、その指導にあたる教員もしかりです。教員が前向きにこどもたちのために注力するためには、教員の心の余裕をつくるための働き方改革※8を推進することは今や必須です。ICT※3を活用した校務支援システム※12の活用や行事等の精選により、時間外在校等を削減し、教員のウェルビーイング※25の向上を図ります。
事 業	◇SDG's※64教育の推進 ◇主権者・消費者教育※65の推進 ◇学校における働き方改革※8の推進

施 策	家庭のウェルビーイング※25の向上
内 容	こどもから大人まで市民一人一人が将来にわたって幸せや生きがいを感じることができ、家庭や地域、世代を超えて幸福が循環する社会の実現が求められています。 こどもが家庭の中で健やかに育ち成長していくためには、親自身が安心して子育てができる環境づくりが必要となることから、家庭での教育の参考となるリーフレットの配付や家庭教育学級などを通じ、家庭のウェルビーイング※25の向上を推進します。

施 策	地域のウェルビーイング※25 の向上
内 容	こどもから大人まで市民一人一人が将来にわたって幸せや生きがいを感じることができ、家庭や地域、世代を超えて幸福が循環する社会の実現が求められています。 地域での「かかわり」や「つながり」の中で、人は日常生活の中で安心感を得ることができます。保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクール※20 や地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動※21 を通じ、地域のウェルビーイング※25 の向上を推進します。

施 策	社会のウェルビーイング※25 の向上
内 容	こどもから大人まで市民一人一人が将来にわたって幸せや生きがいを感じることができ、家庭や地域、世代を超えて幸福が循環する社会の実現が求められています。 社会の好循環を生み出すため、個々の「幸福感」や「自己肯定感※27」を高めるための市民に向けた講演会の開催や、社会に見守られている安心感を与えられるような地域と連携した活動を通じ、社会のウェルビーイング※25 の向上を推進します。



朝陽小学校及び八街北中学校の児童・生徒による合同あいさつ運動